

米軍CH-53Eヘリコプターの窓落下事故に対する意見書

平成29年12月13日午前10時頃、米軍普天間基地所属のCH-53Eヘリコプターのコックピットの窓（重さ7.7キロ、四方約90センチ）が宜野湾市の普天間第二小学校運動場に落下し、衝撃により1人の児童が負傷する重大事故が発生した。当時、運動場では54人の児童が体育の授業中で、何より安全であるべき学校施設において、一歩間違えれば人命に関わる深刻な事故が発生したことへの児童や保護者の恐怖は計り知れず、学校関係者をはじめ県民に強い衝撃を与えたことは断じて許されるものではない。

米軍機の部品落下事故は復帰後から近年まで枚挙にいとまがなく、12月7日には同型ヘリのものと思われる部品が宜野湾市内の緑ヶ丘保育園に落下している。先月末には嘉手納基地に暫定配備されているF-35A戦闘機がパネル落下事故を起こすなど、米軍の安全管理体制の欠如に激しい怒りを覚える。

同型ヘリは米陸軍トリイ通信施設へも度々飛来してつり下げ訓練を強行していることから、読谷村民を巻き添えにする危険性をあらためて危惧させるものであり、訓練の中止を要求するものである。

本村議会は、これまでも航空機からの部品落下事故が発生するたびに安全管理の徹底、実効性のある再発防止策を米軍はじめ関係機関に強く申し入れてきた。日本政府においても、二度とこのような事故を起こさぬよう、米側に対し安全管理の徹底及び再発防止策について強い態度で臨むことを求める。

よって、読谷村議会は村民の生命、財産、安全及び平穏な生活を守る立場から、米軍及び関係当局に厳重に抗議するとともに、下記事項について速やかに実施するよう強く要請する。

記

- 1、事故原因を徹底究明し、実効性のある再発防止策を講じること。
- 2、CH-53Eヘリコプターの米陸軍トリイ通信施設への飛来、住民居住上空での訓練を禁止すること。
- 3、在沖米軍基地の整理縮小と米海兵隊の撤去を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月20日

沖縄県読谷村議会

あて先 内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、外務省特命全権大使（沖縄担当）
沖縄防衛局長

米軍CH-53Eヘリコプターの窓落下事故に対する抗議決議

平成29年12月13日午前10時頃、米軍普天間基地所属のCH-53Eヘリコプターのコックピットの窓（重さ7.7キロ、四方約90センチ）が宜野湾市の普天間第二小学校運動場に落下し、衝撃により1人の児童が負傷する重大事故が発生した。当時、運動場では54人の児童が体育の授業中で、何より安全であるべき学校施設において、一歩間違えれば人命に関わる深刻な事故が発生したことへの児童や保護者の恐怖は計り知れず、学校関係者をはじめ県民に強い衝撃を与えたことは断じて許されるものではない。

米軍機の部品落下事故は復帰後から近年まで枚挙にいとまがなく、12月7日には同型ヘリのものと思われる部品が宜野湾市内の緑ヶ丘保育園に落下している。先月末には嘉手納基地に暫定配備されているF-35A戦闘機がパネル落下事故を起こすなど、米軍の安全管理体制の欠如に激しい怒りを覚える。

同型ヘリは米陸軍トリイ通信施設へも度々飛来してつり下げ訓練を強行していることから、読谷村民を巻き添えにする危険性をあらためて危惧させるものであり、訓練の中止を要求するものである。

本村議会は、これまでも航空機からの部品落下事故が発生するたびに安全管理の徹底、実効性のある再発防止策を米軍はじめ関係機関に強く申し入れてきた。日本政府においても、二度とこのような事故を起こさぬよう、米側に対し安全管理の徹底及び再発防止策について強い態度で臨むことを求める。

よって、読谷村議会は村民の生命、財産、安全及び平穏な生活を守る立場から、米軍及び関係当局に厳重に抗議するとともに、下記事項について速やかに実施するよう強く要求する。

記

- 1、事故原因を徹底究明し、実効性のある再発防止策を講じること。
- 2、CH-53Eヘリコプターの米陸軍トリイ通信施設への飛来、住民居住上空での訓練を禁止すること。
- 3、在沖米軍基地の整理縮小と米海兵隊の撤去を図ること。

以上、決議する。

平成29年12月20日

沖縄県読谷村議会

あて先

駐日米国大使、在日米軍司令官、在沖米四軍沖縄地域調整官、在沖米国総領事